



各 位

会 社 名 日立工機株式会社 代表者名 取締役社長 前原修身 (コード番号 6581 東証第1部) 問合せ先 広報戦略室長 宮根康徳 (TEL. 03-5783-0601)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を本年6月29日開催予定の当社第93回定時株主総会(以下「本株主総会」という。)に提案することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 定款変更の目的

本件は、平成27年3月26日付「委員会設置会社への移行、代表者の異動および役員人事に関するお知らせ」にて別途お知らせしておりますとおり、経営の監督と業務執行の分離を明確にし、「透明性の高い経営の実現」を図るとともに、業務の決定権限を取締役会から執行側へ大幅に委任し、「業務執行のスピードアップ、経営の機動性向上」を図ることにより、さらなる企業価値の向上、コーポレートガバナンスの強化をめざすことを目的として指名委員会等設置会社に移行するため、また、平成27年5月1日付「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)による改正後の会社法(以下「改正会社法」といいます。)の施行に伴い所要の変更を行うため、次のとおり、定款の変更を行おうとするものです。

- (1) 指名委員会等設置会社に移行するため、機関の設置に関する規定の変更、委員会及び執行役に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定・文言の削除、取締役の役位、権限、員数に関する規定・文言の変更その他所要の変更を行います。
- (2) 経営の監督と業務執行の分離に当たり、改正会社法の施行に伴い責任限定契約を締結できる取締役の範囲が変更されたことから、業務を執行しない取締役(非業務執行取締役)と責任限定契約を締結することができるよう規定の変更を行うとともに、執行役が職務の遂行に当たり期待される役割を十分に果たすことができるように責任免除に関する規定を新設します。
- (3) 株主総会の招集の時期及び方法、取締役会の決議方法については法令の定めに従うこととして規定を整理するとともに、株主の権利行使に関する事項のうち細目にわたる部分は株式取扱規程(規則)に譲ることとし、また分かり易さの観点から字句の変更を行います。

なお、変更案のうち、第22条及び第28条の付議につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

 定款変更のための定時株主総会開催日
 平成 27 年 6 月 29 日 (月)

 定款変更の効力発生日
 平成 27 年 6 月 29 日 (月)

なお、本定款変更は、本株主総会終結の時をもって効力を発生するものとします。

(下線は変更箇所)

現 行 規 定	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第4条(機関の設置)当会社に株主総会、取締役及 び取締役会、 <u>監査役及び監査役会並びに</u> 会計監査 人を置く。	第4条 (機関の設置) 当会社に株主総会、取締役及 び取締役会、指名委員会等(指名委員会、監査委 員会及び報酬委員会をいう。以下同じ。)、会計 監査人並びに執行役を置く。
第2章 株 式	第2章 株 式
第11条(株式取扱規程)当会社の株主の権利の行使 等に関する取扱いその他株式に関する取扱い及 びその手数料については、法令又は本定款に定め るもののほか、取締役会に <u>おいて</u> 定める株式取扱 規程による。 第12条(在外株主等の仮住所又は代理人)外国に居 住する株主、質権者又はその法定代理人は、日本 国内に仮住所又は代理人を定め、これを株式取扱	第11条(株式取扱規則)当会社の株主の権利の行使 等に関する取扱いその他株式に関する取扱い及 びその手数料については、法令又は本定款に定め るもののほか、取締役会に <u>委任された執行役が</u> 定 める株式取扱規則による。 (削除)
規程に従い届け出ておかなければならない。その 変更があったときもまた同様とする。	
第3章機関	第3章 機 関
第1節 株主総会	第1節 株主総会
第13条 (総会の招集) 定時株主総会は毎年6月、臨時株主総会は臨時必要あるときに、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順字により他の取締役がこれに当たる。	(削除)
第14条(定時株主総会の基準日)当会社は、毎事業 年度の終了日現在の株主をもってその事業年度 の定時株主総会において権利を行使することが できる株主とみなす。	第 <u>12</u> 条 (定時株主総会の基準日) 当会社は、毎事業 年度の終了日現在の株主をもってその事業年度 の定時株主総会において権利を行使することが できる株主と <u>する</u> 。
第 <u>15</u> 条(総会の議長)株主総会の議長は、 <u>取締役</u> 社 長がこれに当たる。 <u>取締役</u> 社長に事故あるとき は、取締役会であらかじめ定めた順序により他の <u>取締役</u> がこれに当たる。	第 <u>13</u> 条(総会の議長)株主総会の議長は、 <u>執行役</u> 社 長がこれに当たる。 <u>執行役</u> 社長に事故あるとき は、取締役会であらかじめ定めた順序により他の <u>者</u> がこれに当たる。
第16条(株主総会参考書類等のみなし提供)当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類(会計監査報告又は監査報告を含む。)に記載又は表示すべき事項にかかる情報を、法務省令の定めるところに従い電磁的方法で開示した場合には、株主に対して提供したものとみなす。	第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開 示) 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類(会計監査報告又は監査報告を含む。)に記載又は表示すべき事項にかかる情報を、法令の定めるところに従い、インターネット上のホームページに掲載することにより、株主に対して提供したものとみなす。
第2節 取締役 <u>及び</u> 取締役会	第2節 取締役 <u>、</u> 取締役会 <u>及び指名委員会等</u>
第 <u>19</u> 条(取締役の員数)当会社に取締役 <u>15</u> 名以内を 置く。	第 <u>17</u> 条(取締役の員数)当会社に取締役 <u>10</u> 名以内 を置く。

現行規定	変 更 案
第22条(取締役会の決議)取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、 その過半数をもって行う。 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、 取締役会の決議の目的である事項の提案について可決する旨の取締役会の決議があったものと みなす。	第20条(取締役会の決議 <u>の省略</u>)当会社は、会社法 第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議 の目的である事項の提案について可決する旨の 取締役会の決議があったものとみなす。
第23条(代表取締役)代表取締役は、取締役会の決議で定める。	(削除)
第24条(取締役会長、社長)取締役会の決議をもって取締役社長1名を定め、業務の都合により取締役会長1名を定めることができる。ただし、取締役社長は代表取締役でなければならない。	(削除)
第25条(副社長、専務及び常務)業務の都合により 取締役会の決議をもって当会社に取締役副社長、 専務取締役及び常務取締役各若干名を置くこと ができる。	(削除)
第 <u>26</u> 条(取締役会の招集)取締役会の招集通知は、各取締役 <u>及び各監査役</u> に対し会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。	第21条(取締役会の招集)取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日より3日前 <u>まで</u> に発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。
第27条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その 他の職務執行の対価として当会社から受ける財 産上の利益及び退職慰労金は、株主総会において 決定する。	(削除)
第28条(取締役の責任免除)当会社は、取締役会の決議により、法令の定める限度内で、会社法第423条第1項の取締役の責任を免除することができる。当会社は、社外取締役との間で、その社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。	第22条(取締役の責任免除)当会社は、取締役会の決議により、法令の定める限度内で、会社法第423条第1項の取締役の責任を免除することができる。当会社は、取締役 <u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、その取締役の会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。
第 <u>29</u> 条(取締役会 <u>規程</u>)取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会 <u>規程</u> による。	第 <u>23</u> 条(取締役会 <u>規則</u>)取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会 <u>規則</u> による。
(新設)	第24条(委員会規則)指名委員会等に関する事項については、法令、本定款又は取締役会において定めるもののほか、各委員会において定める規則による。
第3節 監査役及び監査役会	(削除)
第30条(監査役の員数)当会社に監査役4名以内を置く。	(削除)
第31条(監査役の任期)監査役の任期は、選任後4年 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会終結の時までとする。ただし、 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選 任された監査役の任期は、退任した監査役の任期 の満了すべき時までとする。	(削除)

現 行 規 定	変 更 案
第32条(取締役に関する規定の準用)第20条第1項	(削除)
及び第27条の規定は、監査役に準用する。	
第33条 (監査役会の招集) 監査役会の招集通知は、	(削除)
各監査役に対し会日より3日前に発するものとす	
る。ただし、緊急を要するときは、この期間を短	
<u>縮することができる。</u>	
第34条(監査役の責任免除)当会社は、取締役会の	(削除)
決議により、法令の定める限度内で、監査役の責	
任を免除することができる。	
当会社は、社外監査役との間で、その社外監査役	
の会社法第423条第1項の責任につき、同法第425	
条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契	
約を締結することができる。	Alvin A
第35条(監査役会規程)監査役会に関する事項につ	(削除)
いては、法令又は本定款に定めるもののほか、監	
<u> 査役会で定める監査役会規程による。</u>	/## 0 /## ±1-4=-4∏.
(新設)	<u>第3節 執行役</u>
 (新設)	 第 25 条(執行役の員数)取締役会の決議によって、
(A) IBA)	当会社に執行役15名以内を置く。
(新設)	第26条(執行役の任期)執行役の任期は、選任後1
VVIBA	年以内に終了する事業年度の末日までとする。
(新設)	第27条 (執行役社長) 取締役会の決議によって、執
	行役社長1名を定める。ただし、執行役社長は代
	表執行役でなければならない。
(新設)	第28条(執行役の責任免除)当会社は、取締役会の
	決議により、法令の定める限度内で、会社法第
	423条第1項の執行役の責任を免除することがで
	<u> </u>
(新設)	附 則
	2015年3月決算期に関する定時株主総会終結前の行
	為に関する取締役及び監査役の責任免除並びに社外取
	締役及び社外監査役と締結済みの責任限定契約につい
	ては、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款
	第28条及び第34条の定めるところによる。

- ・ 現行第 12 条及び第 13 条の削除に伴い、現行第 14 条を第 12 条とし、以下現行第 22 条までをそれぞれ 2 条ずつ繰り上げる。
- 現行第23条から第25条までの削除に伴い、現行第26条を第21条とする。
- 現行第27条の削除に伴い、現行第28条を第22条、現行第29条を第23条とする。
- ・ 変更案第24条の新設及び現行第30条から第35条までの削除並びに変更案第25条から第28条までの新設に伴い、現行第37条を第30条、現行第38条を第31条とする。